



長野県報

9月28日(木)
平成29年
(2017年)
第2912号

目次

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（資源循環推進課）	1
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3

告示

公共測量の実施（2件）（建設政策課）	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除（文化財・生涯学習課）	5
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	5

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	6
建設業法に基づく処分（建設政策課）	6
建設業法に基づく営業所の所在地の確知（建設政策課）	6
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	7



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年9月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第37号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第11項中「様式第9号の2」を「様式第9号の3」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 省令第5条の5の2の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の規定による申請は、基準不適合水銀処理物に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第9号の2）によるものとする。

様式第8号の裏面中「が含まれる」を「又は水銀処理物が含まれる」に改める。

様式第9号の表面中「が含まれる」を「又は基準適合水銀処理物が含まれる」に改める。

様式第9号の2を様式第9号の3とし、様式第9号の次に次の様式を加える。

(様式第9号の2)(第2条関係)

(表面)

基準不適合水銀処理物に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
市町村にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	

(裏面)

ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋め立てた水銀処理物の数量	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
<p>(備考) 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(2及び3において「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採水された地下水等をいうこと。</p> <p>2 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいうこと。</p> <p>3 講じた措置とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいうこと。</p>	

様式第18号の3中「含む」を「含み、省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む」に改める。

様式第18号の4中「旨」を「旨、省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

資源循環推進課

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年9月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第11号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第2条の4第2号、第8条」に改める。

第3条第2号中「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(条例第2条の4第2号の人事委員会が定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会が定める場合について準用する。この場合において、前条中「第2条の3第3号イ」とあるのは「第2条の4第2号」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

人事委員会事務局